



令和8年6月19日

報道関係者 各位

市川市消防局長
吉村 和弘

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

1 所属職員に対するパワー・ハラスメント

(1) 処分の理由について

被処分者は、令和7年9月頃、同所属の職員に対し、業務上必要かつ相当な範囲を超える発言を行った。

(2) 被処分者

消防局 主査級 (30歳代)

(3) 処分内容

減給(10分の1) 1月

(4) 処分年月日

令和8年6月19日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2 消防局のコメント

全体の奉仕者である消防職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

昨年公表した事案に続き、本事案が発生したことを重大な事態として受け止め、今後は、服務規律の徹底及びハラスメント防止を一層強化し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上

【問い合わせ先】市川市消防局 消防総務課長 井橋 邦彦
047-333-2143 (直通)